

金沢市宿泊税制度変更のご案内

令和6年（2024年）10月1日 から宿泊税制度が変わります

5,000円の免税点を設定

1人1泊につき5,000円未満の宿泊の場合、宿泊税は免除となります

改正前			令和6年10月1日宿泊分～	
宿泊料金（税抜き）	税額		宿泊料金（税抜き）	税額
20,000円未満	200円	→	5,000円未満	0円
20,000円以上	500円		5,000円以上20,000円未満	200円
			20,000円以上	500円

【ご注意】9月30日宿泊分までは改正前の税額となります。

変更点①

「免税点以上と免税点未満両方の料金設定がある施設」の徴収と申告

- 1人1泊5,000円未満の宿泊料金〔※〕の場合、宿泊税は徴収しません。
〔※〕宿泊料金とは飲食代、租税（消費税等）を含まない素泊まり料金です。
- 申告書及び月計表の「課税対象外」の欄へ、5,000円未満の宿泊数を記入してください。

変更点②

「免税点以上の料金設定がない施設(全ての料金設定が免税点未満の施設)」の登録免除

1人1泊5,000円以上となる料金設定がなく、
申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて生じない施設 です。

- これまで全ての宿泊事業者に特別徴収義務者としての登録をお願いしていましたが、免税点以上の料金設定がない施設（全ての料金設定が免税点未満の施設）においては、その必要がなくなります。併せて、宿泊税の徴収及び申告納入の義務もなくなります。
→ 該当する場合、「宿泊税特別徴収義務者証」を市へ返却していただくこととなります。
・令和6年9月に宿泊料金確認票（以下「確認票」といいます。）を送付しますので、確認票と併せて返却してください。〔裏面「新制度開始までのスケジュール」でもご案内します。〕

※ 新たに5,000円以上の宿泊料金を設定することとなったときは、10日以内に再び登録の申請をしていただくとともに、宿泊税の徴収と申告納入をお願いします。

新制度開始までのスケジュール

	金沢市	宿泊事業者
令和6年 5月	宿泊税特別徴収の手引(新制度版) 市ホームページに掲載	→ 制度変更に伴う所要の対応（システム改修、ホームページの更新、領収証の記載変更等）をお願いします。
9月	広報物郵送 * チラシ、卓上 POP の予定です。	→ 周知にご協力をお願いします。
	宿泊料金設定の「確認票」郵送 * 宿泊料金についてお伺いするものです。	→ ○免税点以上の料金設定がある施設 「確認票」の提出は <u>不要</u> です。 ○免税点以上の料金設定がない施設 (全ての料金設定が免税点未満の施設) 「確認票」を記入し、特別徴収義務者証と併せて市へご提出をお願いします(※)。 (※)令和6年9月30日宿泊分までは徴収等が必要ですので、 <u>提出は10月1日以降に行っていただきます。</u>
令和6年10月1日	新制度開始	(※) 免税点未満の施設に該当する場合、「確認票」の提出をお願いします。

その他のお知らせ

- 制度変更に伴い申告書等の様式が一部変わりますが、現在の様式も引き続きご使用できます。
- 旅行会社・旅行代理店、OTA へ、市から制度の変更についてお知らせする予定です。

[通知先 (予定)]

エイチ・アイ・エス、近畿日本ツーリスト、ジャルパック、東武トップツアーズ、日本旅行、阪急交通社、名鉄観光サービス、ANAあきんど、JTB、JR東日本びゅうツーリズム&セールス、楽天グループ (楽天トラベル)、リクルート (じゃらん net)、Airbnb Japan、Booking.com

- 市のホームページでは、情報を随時更新しています。ご確認をお願いします。

金沢市 宿泊税

検索



金沢市総務局税務課 諸税係 (宿泊税担当)

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

Tel. 076-220-2147 E-mail zeimu@city.kanazawa.lg.jp